

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路を次のとおり指定しました。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定事項

指定 番号	指定 年月日	道路の名称	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第 409 号	平成 27.9.24	京都都市計画（京都国際 文化観光都市建設計画） 都市計画事業伏見西部第 五地区土地区画整理事業 施行地区内区画道路 3 3 号線の一部	メートル 6.00	メートル 151.40	京都都市計画（京都国際 文化観光都市建設計画） 都市計画事業伏見西部 第五地区土地区画整理 事業施行地区内

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）